

香川県高松市大島の離島振興対策実施地域
追加指定の是非について
(離島指定検討部会報告)

国土審議会離島振興対策分科会
離島指定検討部会

- 平成 24 年 2 月の第 7 回離島振興対策分科会（以下、分科会という。）において、離島における著しい人口の減少等を背景として、委員より、策定から約 50 年が経過した離島振興対策実施地域の指定基準（以下、指定基準という。）の見直しについて問題提起があり、審議事項とすることとされた。
- 平成 24 年 10 月の第 8 回分科会では、指定基準見直しに関連する具体的な検討のため、有識者 5 名の委員からなる離島指定検討部会（以下、部会という。）を設置することが決まった。部会では、平成 24 年 12 月の第 1 回開催を機に 3 回の議論等を経て、平成 25 年 3 月 27 日に新たな指定基準案をとりまとめ、続く平成 25 年 4 月 11 日の第 10 回分科会に報告、了承された。
- その後、部会における 2 回の議論等を経て、平成 25 年 6 月 24 日に見直し後の指定基準に基づく新たな離島振興対策実施地域の見直し案をとりまとめ、続く平成 25 年 6 月 27 日の第 11 回分科会に報告、了承された。
- 新たな離島振興対策実施地域の見直しでは、香川県高松市の「大島」について、「今後の振興方針が未定であり、現時点では「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項の 3」に基づく判断が困難であることから、今後、高松市にて取りまとめ予定となっている振興方針が確定した後、あらためて指定の是非を検討することとする。」とされたところである。
- 香川県高松市では、有識者等からなる「大島の在り方を考える会」を平成 25 年 7 月 19 日に設置し、大島の振興方針について検討してきたところであり、平成 26 年 11 月に振興方針及び具体の振興方策（以下、本振興方策という。）をとりまとめた。
- 本振興方策について、離島振興対策実施地域指定の是非の観点から平成 27 年 6 月 17 日の部会議論等により検討した結果、離島振興法第 1 条の目的に沿った振興策が講じられるものと考えられることから、指定基準に基づき、新たに離島振興対策実施地域として指定することが適当である。